

馬淵川 ①

1 漁業権番号	内共第17号（馬淵川）							
2 漁場の区域	岩手県と青森県との境界から上流の馬淵川本流及びその支流の区域（八幡平市西根寺田及び荒木田の区域を除く。）							
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間			
		あゆ	友釣り	馬淵川と安比川との合流点から下流の馬淵川本支流及び同合流点から上流の安比川本支流の免許区域	7月1日から12月31日の期間内で組合が定めて公表する期間			
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	〃	3月1日から9月30日まで			
		さくらます	〃	〃	4月1日から6月30日まで			
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで			
		うなぎ	置釣り	〃	1月1日から12月31日まで			
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り	〃	〃			
		こい	餌釣り	〃	〃			
		かじか	餌釣り 擬餌釣り	〃	6月1日から9月30日まで			
		組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。						
(2) 区域の制限	区域			禁止期間				
	馬淵川舌崎発電所下山井用水取水口えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流200メートルの地点までの間の区域			1月1日から12月31日まで（9月10日から10月10日までのあゆの友釣りによる採捕を除く。）				
	安比川大淵発電所合川用水取水口えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流300メートルの地点までの間の区域			〃				
	安比川二戸市浄法寺町滝見橋上流端の上流200メートルの地点から同下流端の下流100メートルの地点までの間の区域			〃				
(3) 漁具・漁法の制限	次に掲げる漁具・漁法による採捕は、禁止する。							
	ア まき餌（餌容器の使用を含む。） イ 馬淵川本流及び安比川本流の区域における5月1日から6月30日までの間の毛針釣り（ルアーを除く。）							
(4) 全長の制限	名称		禁止に係る全長					
	やまめ（ひかりを含む。）		15センチメートル以下					
	いわな		〃					
	うなぎ		30センチメートル以下					
	うぐい		15センチメートル以下					
	こい		20センチメートル以下					
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区分	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	日券	年券	納付場所	
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り	円	円	組合事務所及び指定販売所	
			やまめ さくらます いわな うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り	1,500	10,000		
			うなぎ	置釣り				
			こい	餌釣り				
			雑魚	やまめ さくらます いわな うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り	700		5,000

	遊漁券販売所	うなぎ	置釣り				
		こい	餌釣り				
		<p>ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。</p> <p>イ 中学校生徒、身体不自由者並びに二戸市の区域内及び八幡平市のうち旧安代町に係る区域内に現に居住する住宅を所有する75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者並びに二戸市の区域内及び八幡平市のうち旧安代町に係る区域内に現に居住する住宅を所有する75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。</p>					
		名 称	電話番号	名 称	電話番号		
	岩手県内水面漁業協同組合連合会ホームページをご参照ください。						
	(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所 岩手県内水面 漁業協同組合 連合会事務所 Tel 019-623 -8712
			全魚種	あゆ	友釣り	円	
		やまめ さくらま す いwana うぐ い かじか		餌釣り 擬餌釣り	22,400	20,100	
		うなぎ		置釣り			
		こい		餌釣り			
雑魚		やまめ さくらま す いwana うぐ い かじか	餌釣り 擬餌釣り	15,700	14,000		
		うなぎ	置釣り				
		こい	餌釣り				
5 遊漁に際し守るべき事項	<p>(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。</p> <p>(2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。</p> <p>(3) 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。</p> <p>(4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。</p>						